

## 財務書類に係る注記

### 1 重要な会計方針

- (1) 有形固定資産等及び無形固定資産の評価基準及び評価方法  
該当事項ありません。
- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法  
該当事項ありません。
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
該当事項ありません。
- (4) 有形固定資産等の減価償却の方法  
該当事項ありません。
- (5) 引当金の計上基準及び算定方法
  - ① 投資損失引当金  
該当事項ありません。
  - ② 徴収不能引当金  
該当事項ありません。
  - ③ 退職手当引当金  
退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち当該団体へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。
  - ④ 損失補償等引当金  
該当事項ありません。
  - ⑤ 賞与等引当金  
翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。
- (6) リース取引の処理方法  
ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- (7) 資金収支計算書における資金の範囲  
地方自治法第235条の4第1項に規定する歳入歳出に属する現金としています。  
歳計外現金は、資金収支計算書の資金の範囲には含めません。ただし、本表の欄外に前年度末歳計外現金残高、本年度歳計外現金増減額、本年度末歳計外現金残高及び本年度末現金預金残高を表示しています。  
資金収支計算書の本年度末資金残高に、本年度末歳計外現金残高を加えた本年度末現金預金残高は、貸借対照表の資産の部の現金預金勘定と連動します。
- (8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 消費税及び地方消費税の会計処理  
税込方式により処理しています。
- ② 物品及びソフトウェアの計上基準  
該当事項ありません。
- ③ 資本的支出と修繕費の区分基準  
該当事項ありません。

2 重要な会計方針の変更等  
該当事項ありません。

3 重要な後発事象  
該当事項ありません。

4 偶発債務  
該当事項ありません。

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

- ① 出納整理期間  
地方自治法第235条の5の規定により出納整理期間が設けられています。  
当会計年度に係る出納整理期間中における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ② 円単位で表示しています。
- ③ 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況  
一部事務組合のため健全化判断比率を算定していません。
- ④ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額  
該当事項ありません。
- ⑤ 繰越事業に係る将来の支出予定額  
該当事項ありません。
- ⑥ 過年度修正等に関する事項  
該当事項ありません。

(2) 貸借対照表に係る事項

- ① 総務省改訂モデル及び基準モデルから統一的な基準へ変更したことによる影響額等は次のとおりです。
  - ア 有形固定資産の評価基準の変更等による主な影響額  
該当事項ありません。

- ② 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲  
該当事項ありません。
- ③ 減価償却累計額  
該当事項ありません。
- ④ 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額  
減債基金は設置していません。
- ⑤ 基金借入金（繰替運用）の内容  
該当事項ありません。
- ⑥ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額  
該当事項ありません。
- ⑦ 将来負担に関する情報（地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の算定要素）  
一部事務組合のため算定していません。
- ⑧ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額  
該当事項ありません。
- ⑨ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道や指定区間の一級河川及び表示登記が行われていない法定外公共物の財務情報  
該当事項ありません。
- (3) 行政コスト計算書に係る事項  
統一的な基準へ変更したことによる影響額はありません。
- (4) 純資産変動計算書に係る事項  
純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容
- ① 固定資産等形成分  
固定資産の額に流動資産における基金を加えた額を計上しています。
- ② 余剰分（不足分）  
純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。
- (5) 資金収支計算書に係る事項
- ① 基礎的財政収支
- |         |               |
|---------|---------------|
| 業務活動収支  | 6,847,244 円   |
| 支払利息支出  | 0 円           |
| 投資活動収支  | △35,000,000 円 |
| 基礎的財政収支 | △28,152,756 円 |

② 既存の決算情報との関連性

特別会計が存在しないため、相違なし。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の  
内訳

資金収支計算書の業務活動収支	6,847,244 円
<hr/>	
賞与等引当金の増減額	△39,076 円
純資産変動計算書の本年度差額	6,886,320 円
<hr/>	

④ 一時借入金

一時借入金はありません。

⑤ 重要な非資金取引

該当事項ありません。